

退職事由等に関する申告書

本人記入欄に必要事項を記入の上、退職日以降に、退職時の勤務事業所で退職の証明を受けてください。

(短期組合員の方が退職された場合は提出不要です。誤って提出された場合は返却せずに適切な方法で廃棄させていただきますのでご了承ください。)

本人記入欄	退職時の勤務事業所名																								
	フリガナ																				生年月日	S・H	年	月	日生
	氏名																				性別		男	・	女
	組合員(社員)番号																				退職年月日	令和	年	月	日

老齢厚生年金等の資格確認のため必要ですので、次の事柄について証明をお願いします。

退職時の勤務事業所記入欄	1 退職事由に関する事項の証明 (必ずいずれかに☑印を付けてください) 次のうち 該当する事由の に☑印を付けてください。 退職 ...懲戒解雇以外の、定年・勤奨・自己都合・諭旨解雇等の事由による退職、「再雇用シニアスタッフ職(フルタイム)、再雇用シニア専任職、継続雇用局長コース等」勤務の終了 短時間勤務職コース、シニアスタッフ短時間勤務職コースへの変更 懲戒解雇
	以下の項目については、該当する場合にご記入ください。 2 給付制限に関する事項の証明 次の事由に該当した場合はその事由の に☑印を付けるとともに、必要な期間等を記入してください(昭和61年4月1日以後の期間に限ります) 停職期間がある(国家公務員法第82条による停職処分を含みます) 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 禁錮以上の刑に処せられたことがある(禁錮刑、懲役刑) ・ 刑期 年 月 ・ 刑の執行猶予期間 年 月 ・ 刑の確定年月日 年 月 日 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限(国家公務員退職手当法第14条による支給制限に相当するもの)又は退職をした者の退職手当の返納処分(国家公務員退職手当法第15条による返納処分に相当するもの)を受けたことがある。
	3 専従職員期間に関する証明 懲戒解雇または上記2のいずれかに該当し、かつ、労働組合の専従職員としての期間がある場合は、 に☑印を付けるとともに、その期間をご記入ください。 有 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで
	上記のとおり証明します。 (必ず記入・公印を押印願います) 証明日 令和 年 月 日(退職日以降の日付) 証明者 勤務事業所名 部署名・役職名 氏 名 印 照会先 電 話 ()

証明者は事業所の長または人事担当部署の長とし、役職名を記入してください。
公印がない場合は、私印で証明してください。

退職事由等に関する申告書

本人記入欄に必要事項を記入の上、退職日以降に、退職時の勤務事業所で退職の証明を受けてください。

(短期組合員の方が退職された場合は提出不要です。誤って提出された場合は返却せずに適切な方法で廃棄させていただきますのでご了承ください。)

本人記入欄	退職時の勤務事業所名	郵便局									
	フリガナ	ネンキン タロウ			生年月日	S・H 46年 9月 5日生					
	氏名	年金 太郎			性別	男・女					
	組合員(社員)番号	0	1	2	3	4	5	6	7	退職年月日	令和 6年 3月 31日 退職

老齢厚生年

「退職時の勤務事業所記入欄」は、勤務事業所が人事関係書類を確認の上、記入及び証明してください。
万一、本人による記入及び証明があった場合、訂正が必要なときは公印にて訂正印を押印してください。

1 退職事由に関する事項の証明 (必ずいずれかに☑印を付けてください)

次のうち該当する事由の

退職

...懲戒解雇以外の、
スタッフ職(フルタイム勤務職コース、
短時間勤務職コース、
懲戒解雇

退職後に引き続き、次の雇用形態で勤務する(している)場合も、「退職」にチェックを入れてください(必ず雇用形態をご確認ください)。
再雇用シニアスタッフ短時間勤務社員
エキスパート契約社員(フルタイム勤務含む)
スペシャリスト契約社員(フルタイム勤務含む)

以下の項目については、該当する場合にご記入ください。

2 給付制限に関する事項

次の事由に該当した場合は、
ください(昭和61年4月1日以後の期間に限りましょう)

人事関係書類等により確認した、退職日までの停職期間をご記入ください。

停職期間がある(国家公務員法第82条による停職処分を含みます)

年	月	日から	年	月	日まで
年	月	日から	年	月	日まで

禁錮以上の刑に処せられたことがある(禁錮刑、懲役刑)。

・ 刑期	年	月
・ 刑の執行猶予期間	年	月
・ 刑の確定年月日	年	月 日

退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当による支給制限に相当するもの)又は退職をした者の退職手当(第15条による返納処分に相当するもの)を受けたことがある。

証明日時時点で、人事関係書類等に記載がある場合のみ、ご記入ください。
退職後に確定する場合、チェック及び記入は不要です。

3 専従職員期間に関する証明

懲戒解雇または上記2のいずれかに該当し、
場合は、印を付けるとともに、その期間

専従職員期間がある方でも、懲戒解雇または前記2に該当しない場合は、記入不要です。

有	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで

上記のとおり証明します。

(必ず記入・公印を押印してください)

証明日 令和 6年 4月 1日(退職日以降の日付)

証明者 勤務事業所名 郵便局
部署名・役職名 局長
氏名 埼玉 一郎

局長
之印

照会先 電話 (- -)

証明者は、必ず退職日以降に証明を行ってください。
記入及び公印の押印もれがないようにお願いいたします。

証明者は事業所の長または人事担当部署の長とし、役職名を記入してください。
公印がない場合は、私印で証明してください。